

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

デジタル推進課

用度課

〃

### 【公告】

- 県営土地改良事業の換地処分
- 林業種苗生産事業者講習会の開催
- 基本測量の中止
- 公共測量の終了
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 随意契約の相手方の決定

耕地課

治山課

監理課

〃

建築指導課

〃

警察本部会計課

### 【海区漁業調整委員会】

- 第五百四十五回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二十六号

令和六年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書  
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類  
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状  
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和六年二月一日から同月二十日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

5 提出方法

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

- (1) 持参の場合
  - (2) 郵送等の場合
  - 書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。
- 五 申請書の交付期間等
  - 1 交付期間
  - 2 この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）
  - 3 交付場所
  - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課
  - 3 交付方法
  - (1) 直接交付を受ける場合
  - 1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、
  - 2の交付場所において交付する。
  - (2) 郵送により交付を受ける場合
  - 1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイ
  - ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
- 六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
  - 1 有効期間
  - 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和六年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。
  - 2 有効期間の更新手続
  - 有効期間の更新手続については、令和八年一月中に行う予定の令和八年度の申請手続等に係る告示によること。
- 七 その他
  - 1 競争入札の公示
  - 岡山県公報により公示する。
  - 2 問い合わせ先
  - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課（電話 ○八六一二二六一七二六四）

◎岡山県告示第二十七号

令和六年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における機械設備等の価額
- (4) 直前決算における流動比率
- (5) 申請時における従業員数
- (6) 申請時までの営業年数
- (7) 男女共同参画の推進状況
- (8) 障害者雇用の状況
- (9) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

- 3 資格審査の結果の通知  
1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。
  - 3 資格審査を受けることができない者  
次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。  
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
  - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
  - 3 営業に關し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
  - 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
  - 5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
  - 6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 資格審査の申請書類
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
    - (1) 申請書
    - (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
    - (3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）
    - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
    - (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
    - (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）
    - (7) 印鑑登録証明書
    - (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
    - (9) 営業に關し許可、認可等が必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面
    - (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
    - (11) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出書類の作成に用いる言語

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## 3 提出期間

令和六年二月一日から同月二十日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

## 4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

## 5 提出方法

### (1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

### (2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

## 五 申請書の交付期間等

### 1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

### 2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

### 3 交付方法

#### (1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

#### (2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

## 六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### 1 有効期間

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和六年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

### 2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和七年一月中に行う予定の令和七年度の申請手続等に係る告示によること。

## 七 その他

### 1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

### 2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六―七五三八）

◎岡山県告示第二十八号

令和六年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等をおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における流動比率
- (4) 申請時における従業員数
- (5) 申請時までの営業年数
- (6) 男女共同参画の推進状況
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
  - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
  - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
  - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
  - 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
  - 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
  - 7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 資格審査の申請書類
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
    - (1) 申請書
    - (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
    - (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
    - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
    - (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
    - (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）
    - (7) 印鑑登録証明書
    - (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
    - (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
    - (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
    - (11) その他知事が必要と認める書類
  - 2 提出書類の作成に用いる言語
- 申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## 3 提出期間

令和六年二月一日から同月二十日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

## 4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

## 5 提出方法

### (1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

### (2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

## 五 申請書の交付期間等

### 1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

### 2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

### 3 交付方法

#### (1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

#### (2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

## 六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### 1 有効期間

令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和六年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

### 2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和七年一月中に行う予定の令和七年度の申請手続等に係る告示によること。

## 七 その他

### 1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

### 2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六―七五三七）

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔三四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 毎戸工区

二 換地処分年月日

令和六年一月四日

〔三五〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 令和六年三月十五日（金曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一

岡山県農林水産総合センター森林研究所 林業技術研修棟 研修室（小）

二 受講申込み

1 受講申込みは、原則、岡山県電子申請サービスで受け付ける。受講申込者は、令和六年一月二十三日（火曜日）から同年三月八日（金曜日）までの期間中に申請すること。

2 受講手数料は、一万四千百七十円を令和六年三月八日（金曜日）までに、クレジットカードにより納付処理すること。

3 納付した受講手数料は、返還しない。

三 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔三六〕国土交通省国土地理院長から令和五年十二月一日付け公布岡山県公告（基本測量の実施）において公示した次の基本測量を中止した旨の通知があった。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市	測量区域
基本測量（空中写真撮影）	測量の種類
令和六年一月十六日から同年三月三十一日まで	終了年月日

令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和五年十二月二十八日	終了年月日

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔三八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備中局 建第四一〇八号 令和六年一月十二 日	道 路 の 位 置 浅口郡里庄町大字里見字天神前六 三一八番の一部、六三三三番一、六 六三八八番二の一部、六三八八番 三、六三八八番四の一部、六三一 八番地先道路、六三二三番一二地 先道路	道路の幅員 (メートル) 五・〇〇	道路の延長 (メートル) 六一・八七
---	--	-------------------------	--------------------------

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔三九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字宮ノ上二七四―五、一七四―六、一七四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町鶴新田二〇七五―一エクセラC棟二〇二号室

森山 将臣

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月十日岡山県指令建指第二五四号

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

〔四〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年一月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
運転免許証作成システム機器借入れ 一式
- 二 借入期間  
令和六年一月一日から令和十年二月二十九日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部交通部運転免許課  
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年十二月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
東芝自動機器システムサービス株式会社  
神奈川県川崎市川崎区駅前本町一二番地一
- 六 契約金額  
五六三、八八一、四九四円（うち消費税額及び地方消費税の額五一、二六一、九五四円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第一号に該当するため

# 令和6年1月23日 岡山県公報 第12567号

## ◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和六年一月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和六年一月三十日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 海面区画漁業権の免許について

第二号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第三号議案 岡山県資源管理方針の変更について

第四号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選出について

第五号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について